

！ご注意ください！

★受信映像や発表資料の保存（画面キャプチャを含む）、録音、録画、再配布は禁止です。

必要な場合は、発表者や主催者等、事前にすべての関係者に許可を得てください。

予稿原稿の著作権は公益社団法人応用物理学会に帰属します。予稿原稿は、ウェブプログラム、予稿集DVD※1、J-STAGE※2に掲載されます。

※1：参加者への配布は致しません。必要な方へは少数販売いたします。

※2：会期終了3年後にJ-STAGEに掲載します。

※3：JSAP-Optica Joint Symposia（秋季講演会のみで開催）に投稿された予稿は、Optica Publishing Group Digital Libraryにも掲載されます。

引用・転載について

オンライン開催の場合も、現地開催の場合も引用、転載の記載方法は同じです。

●引用

「引用」とは、例えば自説を補強するために自分の論文の中に他人の文章を掲載しそれを解説する場合のことをいいますが、法律に定められた要件を満たしていれば著作権者の了解なしに引用することができます(第32条)。

この法律の要件ですが

- [1]引用する資料等は既に公表されているものであること、
- [2]「公正な慣行」に合致すること、
- [3]報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること、
- [4]引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、
- [5]カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること、
- [6]引用を行う必然性があること、
- [7]出所の明示が必要なこと(複製以外はその慣行があるとき)（第48条）

の要件を満たすことが必要です(第32条第1項)。

[2]と[3]の要件については、判例で明確になっており、少なくとも自分の著作物と他人の著作物が明瞭に区分されていること(引用部分の明確化)、自分の著作物が主体であり、引用する他人の著作物は従たる存在であること(主従関係)、引用しなければいけない相当の理由があること(必然性)などが必要です。

●応用物理学会は教育機関ではなく、講演自体も教育を目的としてなされるものではないため、著作権法35条の対象（学校その他の教育機関）とはならないと考えられます。

●肖像権・パブリシティ権・所有権・敷地管理権

人の写真を掲載する場合、本人の許可を取るか、顔がわからないよう加工してください。（肖像権）

芸能人や著名人の写真は一切使用しないでください。（パブリシティ権）

神社・寺・仏閣、美術品、などは自分が撮影した写真や映像であっても使用しないでください。（所有権・敷地管理権）

●論文とは異なり単行本の図や表をそのまま引用する場合は注意してください。図や表は出版社が作成して、出版社が著作権を有しているケースが多々あるので、文章の著者から許諾を得ただけでは図や表を配信に使用できない場合もございます。

●本の表紙や絵は、出版社に伺いを立ててから条件に従って使用してください。